

須賀川市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和7年10月

目 次

1 趣 旨	2
2 導入の目的	2
3 概 要	2
4 導入のメリット	2
5 対象施設等	3
6 契約期間	3
7 ネーミングライツ料	3
8 愛称の条件	3
9 応募資格	4
10 募集方法	4
11 選定方法	5
12 ネーミングライツ契約	5
13 費用負担	6
14 敷地内看板の条件	6
15 道路標識等	7
16 愛称の使用	7
17 その他	7
別表1	8
別表2	9

1 趣 旨

このガイドラインは、市が所有する公共施設や、イベントへの命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入にあたり、対象施設や募集方法、応募者の選定方法等についての考え方や手続きを示すものです。

2 導入の目的

市と民間事業者が連携し、公共施設等の有効活用によって、持続可能な行政経営の推進を図り、市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

3 概 要

ネーミングライツとは、市と民間事業者との契約により、公共施設等に使用する愛称の命名権を言い、ネーミングライツを取得した民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設等の維持管理や利用者サービスの向上に役立てるものとしします。

市は市広報やホームページ等において愛称を使用するものとししますが、条例上の施設名称は変更しません。

なお、ネーミングライツ事業の種類は、次のとおりとします。

（１）施設等特定型

市が施設等を選定し、条件を付した上で公募を行い、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式

（２）提案募集型

ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等からの提案により、施設等を選定する方式

4 導入のメリット

（１）ネーミングライツパートナー

ア プロモーション効果の期待

命名した公共施設等の愛称が、市やメディアを通じて広報されることで、事業者名や商品名の宣伝効果が期待できます。

イ イメージの向上

社会・地域貢献活動に取り組むことによって、社会的信用度の向上や、他事業者との差別化が期待されます。

(2) 市民及び市

公共施設等の有効活用により、公共施設等の維持管理や利用者サービスの向上を図ることができます。

5 対象施設等

(1) 公共施設

市が設置する体育施設、文化施設、社会教育施設、公園その他の施設の全部又は一部（以下「選定施設」という。）とします。ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや、庁舎、学校、寄贈品の多い施設等、施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは除外します。

(2) イベント

市が主催するイベントとします。

6 契約期間

(1) 公共施設

原則5年以上とします。

(2) イベント

ネーミングライツ契約を締結した日から、当該イベントが終了するまでとします。

7 ネーミングライツ料

(1) 施設等特定型

別途公表する募集要項で市が定める金額以上とします。

(2) 提案募集型

事業者が提案し、市の審査において適当と認められた金額とします。

8 愛称の条件

(1) 親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

ただし、次のいずれかに該当する愛称は、使用できません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの

オ 社会問題についての主義主張に関するもの

カ 対象施設で行われる事業の社会的な信頼又は公平性を損なうもの

- キ その他使用することが適当でないと市長が認めるもの
- (2) 契約期間内における愛称の変更は協議により判断することとします。

9 応募資格

応募資格を有する事業者は、法人とします。ただし、次の条件に該当する者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続を開始している事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 本市の市税を滞納している事業者
- (11) その他社会問題を起こしている事業者
- (12) 上記のほかネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が判断した者

10 募集方法

(1) 募集方法

施設等特定型：公募により実施します（別紙 1 「ネーミングライツ実施フロー」参照）。

なお、応募に要する費用は全て応募者の負担とします。

提案募集型：随時提案を募集します。提案募集型に応募する民間事業者（以下「事前相談者」という。）は、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書（第 1 号様式）を市に提出し、愛称を提案する施設等への愛称導入の可否等について、あらかじめ確認を受けることとします。

市は、愛称の導入の可否等について決定したときは、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談に対する回答書（第 2 号様式）により事前相談者に通知するものとします。

なお、応募に要する費用は全て応募者の負担とします。

(2) 応募書類等

- ア ネーミングライツ事業申込書（第 3 号様式）
- イ ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書（第 4 号様式）
- ウ 事業者が行っている事業概要が記載された書類（任意様式）

- エ 会社・法人履歴事項全部証明書（証明日から3か月以内のもの）又はその写し
- オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は正味財産増減計算書等）
- カ ネーミングライツパートナー概要シート（第5号様式）
- キ 市税に滞納がないことを証する納税証明書（証明日から3か月以内のもの）又はその写し

1.1 選定方法

応募があった場合、優先的に交渉する事業者（以下「優先交渉権者」といいます。）等については、市内の選定委員会において選定します。

（1）審査

選定委員会は、応募資格及び別紙2に定める審査基準に基づいて審査を行い、総合的に評価します。なお、必要に応じて応募者にヒアリングを行います。

（2）優先交渉権者の決定

市は、審査結果に基づき、応募に対する採用の可否及び優先交渉権者を決定します。

この場合、市は優先交渉権者に対し、ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書（第6号様式）により通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとします。

また、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ事業審査結果通知書（第7号様式）により審査結果を通知するものとします。

（3）優先交渉権者との協議

市と優先交渉権者は、契約に係る次の事項について協議を行います。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意の可能性がないと市が判断した場合は、次順位者を優先交渉権者とし、協議を行うものとします。

ア ネーミングライツ料の支払方法

イ 看板の新設及び既設看板の変更

ウ その他必要事項

（4）ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者との協議が整った場合は、当該応募者をネーミングライツパートナーとして決定します。

1.2 ネーミングライツ契約

（1）契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

(2) 契約の解除

- ア 契約の期間中であっても、ネーミングライツパートナーが信用失墜行為等を引き起こし、対象施設等のイメージが損なわれると市が判断した場合は、契約終了を待たずに契約を解除できることとします。
- イ ネーミングライツパートナーの都合により、契約を継続することが困難となった場合は、ネーミングライツパートナー契約解除申出書（第8号様式）をもって、契約の解除を申し出ることができます。
- ウ ネーミングライツパートナー契約を解除した場合は、ネーミングライツパートナー契約解除通知書（第9号様式）により、通知します。
- エ 契約を解除する場合、納入済みのネーミングライツ料は返還しません。
- オ 契約解除に伴う看板等の原状回復及び市が作成した封筒等の印刷物の作り直しに係る費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(3) 契約期間満了時の取扱い

ネーミングライツパートナーは、契約期間の更新を希望するときは、ネーミングライツ事業更新申込書（第10号様式）に誓約書その他市長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了6月前までに市に申し込みます。

ただし、契約の履行状況等を鑑み、必ずしも再契約を行うものではありません。

1.3 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次の表のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
看板の新設及び既存看板の変更		○
契約期間終了後における看板の 原状回復		○
看板の修繕等の維持管理		○
新設及び変更した看板が、第三者に 与えた損害賠償		○
市作成のパンフレットや封筒等の印刷物（契約前に作成済みの場合を除く）、市ホームページの表示変更	○	

※契約前に作成済みの印刷物の表示変更を希望する場合は、ネーミングライツパートナーの費用負担とします。

1.4 敷地内看板の条件

(1) 看板を設置する場合は、希望する設置箇所等の資料を提出してください。

- (2)屋外への看板の新設及び既存看板の表示変更については、県屋外広告物条例に基づく公共広告物として取り扱うこととし、表示面積が5㎡を超えるものは、あらかじめ市長への届け出が必要です。また、高さが4mを超えるものは、建築確認申請の手続きが必要です。
- (3)その他看板の新設及び既存看板の表示変更にかかる詳細な事項は、市と協議のうえ決定するものとします。

1 5 道路標識等

道路標識（観光案内板等含む）の表示変更及び新設はできません。

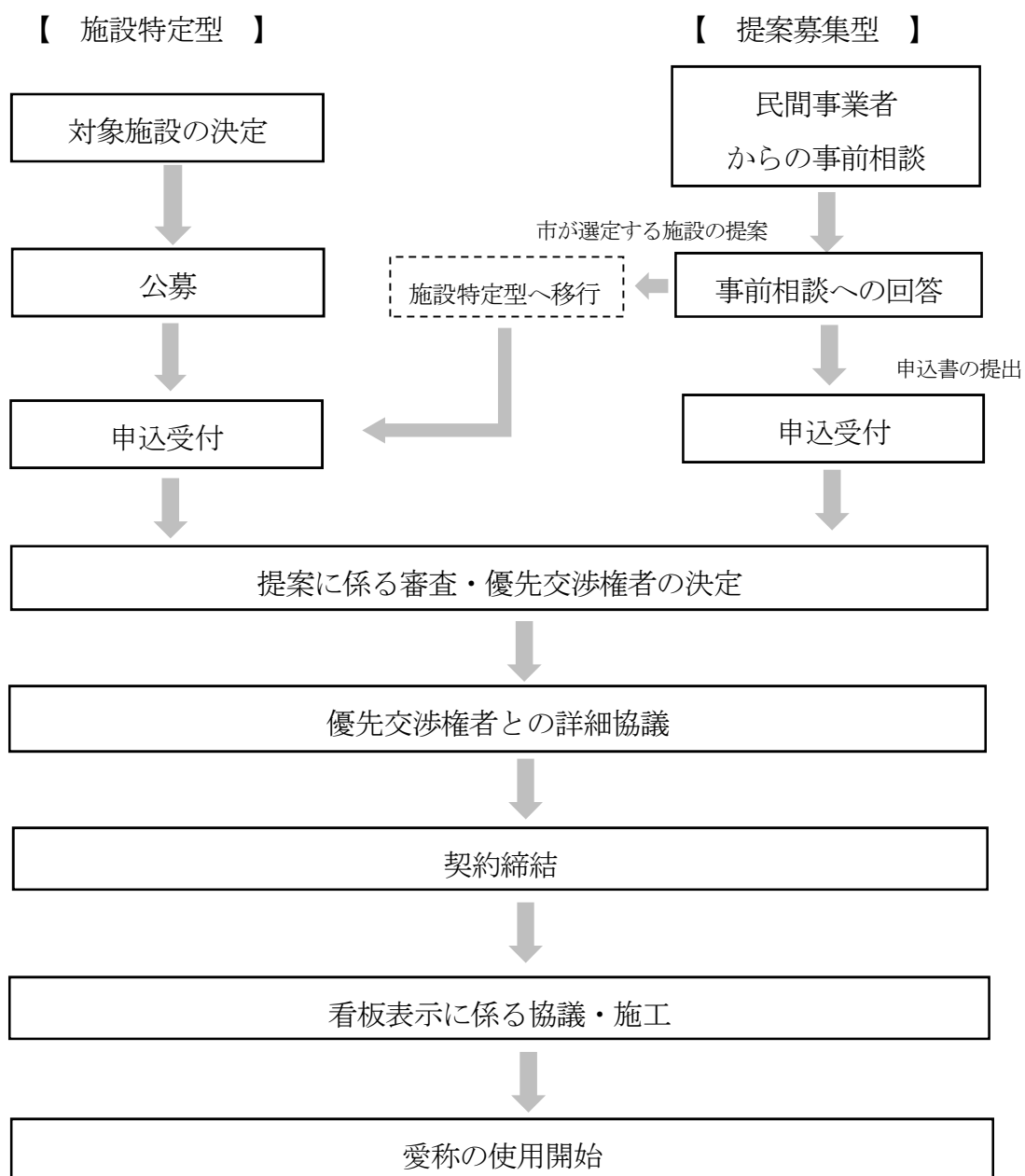
1 6 愛称の使用

愛称は、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を依頼します。

1 7 その他

このガイドラインに定めるもののほか、ネーミングライツの導入に関し必要な事項は、須賀川市広告掲載要綱（平成26年7月1日施行）及び須賀川市広告掲載基準（平成26年7月1日施行）に定める内容を準用します。

ネーミングライツ実施フロー



ネーミングライツ・パートナー選定に係る審査基準

【 施設特定型 】

1 審査項目と配点

No	審査項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	① 市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ② 単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③ 名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	① 須賀川市内での実績（内容及び件数等） ② 社会貢献に対する考え方 ③ 法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	① 提案金額の妥当性	適否のみ
		② 提案金額	50
合 計			100

2 得点の算出方法

(1) 審査項目 1 及び 2

審査項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2

(2) 審査項目 3

審査項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

① 提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※「否」の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

②提案金額

配点 50 点 × (提案金額／年) ／ (応募者中最高提案金額／年)

※小数点第 2 位を四捨五入

※応募者中、提案金額（年額）が最高額である者を 1 位とし、配点の満点（50 点）を付与する。

(3) 合計得点

①各応募者の全ての審査項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

※審査項目 3 において失格となった応募者を除く。

②最高得点が 2 者以上の場合は、審査項目 3②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。

【 提案募集型 】

1 審査項目と配点

No	審査項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	① 市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ② 単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③ 名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	① 須賀川市内での実績（内容及び件数等） ② 社会貢献に対する考え方 ③ 法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	① 提案金額の妥当性	適否のみ
		② 提案金額	50
4	提案者加算点	最初の提案表明者のみに加算します。 その他の提案者には加算されません。	20
合 計			120

2 得点の算出方法

(1) 審査項目 1 及び 2

審査項目を次の配点で審査し、各選定委員の合計点数の平均を得点とする。

基準	得点の算出方法
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2

(2) 審査項目 3

審査項目を次の基準・配点で審査し、得点とする。

なお、複数の応募があった場合で、市の希望金額以上の提案を行った者がいる場合、市の希望金額に満たない提案を行った者は、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

① 提案金額の妥当性

基準	適否
市の希望金額以上である、または、市の希望金額は下回るが妥当な金額である	適
市の希望金額より著しく低い	否

※「否」の場合、その他の項目の点数に関わらず失格となり、優先交渉権者として選定されない。

② 提案金額

配点 50 点 × (提案金額／年) ／ (応募者中最高提案金額／年)

※小数点第 2 位を四捨五入

※応募者中、提案金額（年額）が最高額である者を 1 位とし、配点の満点（50 点）を付与する。

(3) 合計得点

①各応募者の全ての審査項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。

※審査項目 3 において失格となった応募者を除く。

②最高得点が 2 者以上の場合は、審査項目 3②の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。